## 13 環境・資源・自然保護対策

## 13 環境・資源・自然保護対策

事業名	環境保全促進助成事業(H7~)		
事業内容	一般財団法人自治総合センターが、要綱に定めるコミュニティ活動の一環として行われる地域環境 及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境に やさしい地域づくりの推進を図るもの。 助成金は、事業実施主体が都道府県・市町村の場合においては1事業につき200万円(10万円単位、単位未満切り捨て)、事業実施主体が市町村の認めるコミュニティ組織の場合においては1事業 につき100万円(10万円単位、単位未満切り捨て)を限度として助成する。 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	<ul> <li>1 助成対象事業         <ul> <li>(1) 各種イベント,交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業を対象とする。</li> </ul> </li> <li>(2) 助成対象事業は,国の補助金の交付を受けない事業で,助成金の交付決定があった年度に完了するものであること。</li> <li>(3) 毎年繰り返し実施する事業や書籍類の刊行及び単発的なクリーン作戦等の本事業の趣旨になじまないものは対象外とする。</li> <li>2 助成対象事業者 : 都道府県若しくは市町村</li> </ul>		
助成対象	都道府県,市町村,集落・自治会・町内会,協議会,実行委員会など		
その他補足			
集落対策関連	0	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jichi-sogo.jp/ecoactivity/01-2

事業名	地域環境美化功績者表	彰(S54~)		
事業内容	環境月間行事の一環として、地域における環境美化に関し特に顕著な功績のあった者(団体を含む。以下同じ。)をたたえて表彰するため、環境省に推薦する。			
助成等の要件	1 表彰の対象となる活動(以下「対象活動」という。)は、次に掲げるものであって、対象活動が他の模範となり、推奨できるものであること。 ① 植樹、植栽等の緑化活動 ② 河川、湖沼、海岸等の浄化活動 ③ 公園、道路等の清掃活動 ④ 緑化、浄化、清掃その他の美化思想の普及啓発活動 ⑤ その他前各号に準ずる地域環境美化に関する活動 ② 対象活動を行った期間が、次に掲げる期間以上であること。 ① 個人にあっては、概ね10年 ② 団体にあっては、概ね7年 ③ 団体の連合体である団体にあっては、構成員である団体が当該連合体の設立以前に行った期間を通算して概ね7年 3 個人にあっては、原則として年齢が50歳以上であること。 4 団体にあっては、対象活動が将来にわたり継続する見込みであること。 5 原則として、同一事由による都道府県知事又は政令指定都市の長の表彰を受けたことがあること。			
助成対象	多年にわたり緑化、浄化、清掃等地域における環境の美化活動に努め、特に顕著な功績のあった者			
その他補足				
集落対策関連		所管団体	環境省	
買物弱者支援関連				
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部環境林務課企画調整係	
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2587	
助成等の形態	表彰制度	関連HP		

事業名	こどもエコクラブ登録制度(H7~)		
事業内容	子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を求め、自然を大切に思う心や環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地球の環境保全活動の環を広げることを目的とする。 (1)環境活動・学習に役立つ情報、教材等の提供 (2)クラブの活動レポートをHPに掲載 (3)壁新聞・絵日記の募集・表彰 (県は上記全国事務局の事業を支援する。)		
助成等の要件	幼児(3歳)から高校生までの1人以上及びサポーター(大人)		
助成対象	都道府県, 市町村, 集落・自治会・町村会など, 第三セクター, 民間企業, 公益法人, NPO・ボランティア団体など, 地域産業団体(農協, 商工会議所等), 協議会, 実行委員会など, その他個人, 団体など		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	こどもエコクラブ全国事務局((公財)日本環境協会)
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部環境林務課地球温暖化対策室
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2586
助成等の形態	情報提供,表彰制度	関連HP	http://www.j-ecoclub.jp/

事業名	地球環境を守るかごしま	県民運動環境保全	<b>注活動団体等表彰</b>
事業内容	地域において,環境保全に向けた具体的な実践活動を行い,その活動が特に優れて,他の模範となるなど顕著な功績のあった団体等に対し,その功績をたたえるため表彰を行う。		
助成等の要件	表彰の対象は、次の各号に該当して、特に顕著な功績がある団体・個人を対象とする。 (1)環境保全に関する実践活動を自主的かつ積極的に実施していること。 (2)その実践活動が今後とも引き続き展開される見込みであるとともに、他の模範と認められること。		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部環境林務課地球温暖化対策室
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2586
助成等の形態	表彰制度	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ad02/kurashi- kankyo/kankyo/ondanka/kenminundou/kenminundou.htm I

事業名	循環型社会形成推進交	付金(H17~)		
事業内容	廃棄物の3R(リデュース, リユース, リサイクル)を総合的に推進するため, 市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより, 循環型社会の形成を図ることを目的とする。 市町村(一部事務組合を含む。)が循環型社会形成に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した「循環型社会形成推進地域計画」に基づく事業等の実施に要する費用に充てるため, 国が交付する交付金。			
助成等の要件	<ul> <li>○ 対象地域 人口5万人以上又は面積400k㎡以上の計画対象地域を構成する市町村。 ただし、離島地域、奄美群島、山村地域、半島地域、過疎地域については、人口又は面積にかかわらず交付対象とする。</li> <li>○ 対象施設 マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場、焼却施設(離島地域、奄美群島のみ)、施設整備に関する計画支援事業 等</li> <li>○ 交付金額 原則として、対象事業費の1/3(一部事業は1/2)を市町村に一括交付。</li> </ul>			
助成対象	市町村			
その他補足				
集落対策関連		所管団体	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	
買物弱者支援関連				
対象事業	ハード対策	県の担当部署	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課リサイクル推 進係	
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2594	
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP		

事業名	海岸漂着物等地域対策推進事業(H27~)		
事業内容	海洋ごみ(海岸漂着物等, 漂流物及び海底の堆積物(ただし, 水底土砂は除く。))に係る喫緊の問題を解決するために不可欠である地域の取組を支援し, 海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。 市町村が実施する海洋ごみの回収・処理に係る事業及び海洋ごみの発生抑制対策に係る事業に対する補助金の交付。		
助成等の要件	① 海洋ごみの回収・処理に係る事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。)及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業 ② 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発,調査・研究,関係者間の連携・協力等の事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。)		
助成対象	市町村		
その他補足	対象地域に制限は無いが,地域によって補助率が異なる		
集落対策関連		所管団体	環境省水·大気環境局水環境課海洋環境室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課一般廃棄物係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2596
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	生物多様性保全推進支	援事業		
	地域における生物多様性 交付する。	の保全再生に資する	活動等に対し、活動等に必要な経費の一部を国が	
	(1)重要生物多様性保護均 自然公園法,自然環境生		など法律等で指定された保護地域における保全再	
	(2)広域連携生態系ネット 生物多様性地域連携促 全対策		進法に基づく計画の策定又は当該計画に基づく保	
事業内容	(3)地域民間連携促進活動 生物多様性地域連携促 の構築並 びに同センターが実施す	進法に基づく地域連携	<b>隽保全支援センターの設置または運営に係る体制</b>	
	(4)国内希少野生動植物科 国内希少野生動植物種		と全に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等	
	(5)国内希少野生動植物種保全 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について,分布状況調査・保全計画策定,生息環 境改善等			
	(6) 里山未来拠点形成支援事業 重要里地里山, 県立自然公園, 県指定鳥獣保護区等の生物多様性保全上, 重要な地域に おける環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動			
助成等の要件	(1) 自然公園法に基づく国立公園等。(2) 生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく計画の策定またはそれに基づく事業等。(3) 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する。地域・民間に対する連携の斡旋等。			
	(4)種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、動植物園等が実施する種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組など、(5)種の保存法に基づく国内希少野生動植物種であること(6)重要里地里山、県立自然公園、県指定鳥獣保護区等生物多様性保全上重要な地域であること			
助成対象	(1),(2),(6)地方公共団体を含む協議会 (3)地方公共団体 (4),(5)地方公共団体, NPO法人, 民間企業等			
その他補足	公募事業である			
集落対策関連		所管団体	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 ((1)~(3)は,同課内の生物多様性主流化室)	
買物弱者支援関連				
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課野生生物係	
対象地域	特に地域制限なし ((4)以外)	連絡先	099-286-2616	
助成等の形態	交付金の交付	関連HP		

事業名	みんなの生物多様性サポーター支援事業(R2~)			
事業内容	県民全体の生物多様性の保全再生に向けた機運を高めるために、鹿児島県レッドデータブックに掲載されている動植物や、生物多様性保全上重要な里地里山の保全活動など、地域住民参加型の活動に取り組む団体等に対して、必要な経費を県が補助することにより自然と共生した地域づくりの推進を図るとともに、生物多様性の理念についての理解度をたかめていくもの。 (補助内容) ・補助対象経費:報償費、使用料・賃借料、需用費、役務費 ・補助率:補助対象経費の10分の10以内(1事業あたり5万円を上限)			
助成等の要件	(助成対象事業) 以下の生物多様性の保全再生活動等が対象。  ・講演会や教育活動など、生物多様性の保全に関する普及啓発活動 ・自然観察会など、自然とのふれあいの推進に関する活動 ・地域の生態系の保全に関する活動 ・野生動植物の生息・生育の調査研究に関する活動(住民参加型のものに限る) ・絶滅危惧種の野生動植物の保護に関する活動 ・外来種の防除に関する活動			
助成対象	鹿児島県内の自治会、NPO法人等、地域における生物多様性の保全再生活動等に取り組む団体			
その他補足	公募事業である			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県	
買物弱者支援関連				
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	環境林務部自然保護課自然保護係	
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2613	
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP		

事業名	県立自然公園満喫周遊	スタートアップ支援署	事業(R4~)
事業内容	県立自然公園及びその周辺において県立自然公園内の受入環境整備や新たな自然体験活動の 立ち上げに向けた取組等を行う団体に対し、補助金を交付する。		
助成等の要件	1 補助対象事業 (1)県立自然公園及びその周辺の利用増進に資する施設等の受入環境整備 (2)県立自然公園の魅力を生かした自然体験等の利用促進 2 補助率 10/10(定額50万円以内) 3 対象地域 県立自然公園及びその周辺		
助成対象	県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策、ソフト対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課自然公園係
対象地域	県立自然公園及びその周辺	連絡先	099-286-2617
助成等の形態	補助金の交付	関連HP	

事業名	国立公園等多言語解説等整備事業(R元~)			
事業内容	国立公園, 国定公園, 世界自然遺産及び長距離自然歩道(以下「国立公園等」という。)の訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者の地域での満足度の向上に資する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説にかかる案内板等を作成する事業に対する補助金を交付する。			
助成等の要件	1 補助対象事業 申請者が策定する「多言語解説等整備計画」に基づき、また、観光庁が実施する「地域観光資源 の多言語解説整備支援事業」との連携により、先進的・高次元な多言語解説整備(多言語案内板 (電子案内板も含む)の新設・改修、展示物の多言語化、多言語解説アプリ・コンテンツ作成等)を 行う事業 2 補助率 2/3			
	国立公園等区域内に 設置されることが望ましいが, の誘客を促すものであれば, 国立公園等区域のみ 道の駅, 観光案内所等の国立公園等への誘客の 補助対象とする。			
助成対象	地方公共団体(県及び市町村),民間事業者等,一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人,NPO等			
その他補足	補助金執行団体:一般財団法人自然公園財団			
集落対策関連		所管団体	環境省自然環境局国立公園課	
買物弱者支援関連				
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課自然公園係	
対象地域	国立公園等区域内が望ましい	連絡先	099-286-2617	
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP		

事業名	国立公園利用拠点滞在	環境等上質化事業	(R元~)	
事業内容	国立公園利用拠点の滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点滞在環境の上質化に資する整備等を行い、外国人訪問者の地域における体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助金を交付する。			
助成等の要件	1 補助対象事業 (1)国立公園利用拠点計画策定支援事業 国立公園利用拠点計画策定を行う事業 (2)国立公園利用拠点上質化整備事業 国立公園利用拠点計画に基づき実施する以下の事業 ① 廃屋撤去事業 ② インパウンド対応機能強化事業 (多言語サイン・標識の整備,公衆無線LAN環境整備,トイレ洋式化) ③ 文化的まちなみ改善事業 (外構修景,建築外観修景,建築設備等修景,その他) ④ 既存施設観光資源化促進事業 (インバウンド受入環境整備を前提とした施設機能の転換・強化のための内装整備・設備整備) ⑤ 引き算の景観改善 (無電柱化・通景伐採・駐車場の緑地化) 2 補助率 1/2 3 対象地域 自然公園法第36条に基づき指定された集団施設地区内,又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において国立公園利用者サービスを提供する施設が集積している地域			
助成対象	上記1(1):地方公共団体 上記1(2):地方公共団体, 民間事業者等, 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益 財団法人, NPO等			
その他補足	補助金執行団体:一般財団法人自然公園財団			
集落対策関連		所管団体	環境省自然環境局国立公園課	
買物弱者支援関連				
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課自然公園係	
対象地域	国立公園内	連絡先	099-286-2617	
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP		

事業名	エコスクール・プラス(H2	9 <b>~</b> )		
事業内容	近年の地球規模の環境問題に対する取組の強化や、ユネスコにおいて推進されている「持続可能な開発のための教育(ESD)」の実現等に向けて、これまでの取組をさらに進化させたものである。 児童生徒の環境・エネルギー教育の充実とともに、地域における環境・エネルギー対策等の推進に もつながる施設の整備を実施する際には、文部科学省より単価加算措置及び関係各省より補助事業の優先採択などの支援をうけることができる。			
助成等の要件	○エコスクール・プラス計画の認定 事業実施前に、次の内容について国の認定を受ける必要がある ・環境、省エネルギー対策 ・環境教育への活用 ○文部科学省の支援措置 次の事業を対象に補助単価及び面積の加算 ・省エネルギー型の建物を整備する事業 ・内装木質化を実施する事業			
助成対象	都道府県,市町村			
その他補足				
集落対策関連	〇 所管団体 文部科学省, 農林水産省, 環境省, 国土交通省			
買物弱者支援関連				
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	教育庁学校施設課市町村立学校施設係	
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5236	
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP		